

牧之原市スクールバス運行管理マニュアル

牧之原市教育委員会 教育総務課
令和4年9月 策定

本マニュアルは、牧之原市スクールバスにおける児童生徒等の安心・安全な登下校の運行及び臨時運行を実施するとともに、運行中のトラブル発生時に迅速、適切に対処するため策定する。

(関係法令)

- ・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ・道路運送車両法（昭和 26 年法律第 85 号）
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・牧之原市スクールバス運行規定

1. スクールバスの車輛情報について

- ・日野メルファ 静岡 200 は 307
45 人乗り（運転手 1 名＋固定席 37 名＋補助席 7 名）
免許：大型 1 種以上
- ・利用者の範囲
片浜地区の児童、臨時運行（運行規定第 5 条）

2. 点検

（1）車輛の日常的な点検

①運行前点検

- ・運転手は運行前に点検を実施し、異常が発見された場合は、速やかに教育委員会に連絡すること。
- ・走行が困難な異常が発生し、定期運行が不可能な場合は、速やかに教育委員会に連絡すること。
- ・運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、運行表、その他業務に必要な携行品などの有無を確認すること。
- ・運行する道路状況、天候、本人の健康状態等照らして、安全走行に注意を払うこと。
- ・非常用ブザーが正常に作動することを確認すること。

②運行後点検

- ・運転手は運行後速やかに、点検及び車内の清掃、忘れ物確認を実施すること。
- ・運行の状況、車輛についてバス運行管理日報に記録を行い、速やかに教育委員会に提出すること。

(2) 車検、三ヶ月点検

- ・教育総務課にて日程調整し実施し、安心安全な運行ができるよう車輛整備を行う。

3. 運行

(1) 運転手注意点

①乗車時

- ・停留所に停車する際は、周囲の安全を十分に確認し、完全に車輛が停止してから扉を開け、乗車させること。
- ・車内外の児童の動向に十分注意し安全確保を図ること。
- ・シートベルト着用を促すこと。
- ・定刻になっても児童が停留所に来ない場合は、遅滞なくバスを出発させること。
- ・児童名簿チェックリストを活用し、乗車人数が合うか確認すること。
- ・発車の際には、乗車児童の安全を確認し、車輛周辺の安全状況を確認してから発車すること。

②走行時

- ・道路交通法等を遵守し安全運転に努めること。
- ・渋滞又は道路状況等で大幅に遅れる場合は、学校に連絡すること。

③降車時

- ・停留所に停車する際は、周囲の安全を十分に確認し、完全に車輛が停止してから児童を座席から立たせ、降車させること。
- ・降車児童は目視及び児童名簿チェックリストで降車人数を確認すること（人数相違があれば車内を確認すること）。
- ・最終停留所にて運転手は車内を必ず確認すること（乗り過ごし児童の確認）。
- ・下校便において児童の乗り過ごしがあった場合は、速やかに教育委員会に連絡し、特別な指示がない限りは、一旦学校へ戻ること（運転手の判断で児童を降車させない）。

(2) 児童注意点

- ①指定の停留所で必ず乗降すること。
- ②運転手の指示に従うこと。

- ③定刻になったら全員揃っていなくても出発するため、3分前には停留所で待つようにすること。
- ④バスに乗降する際には、児童名簿チェックリストの自分の名前欄に必ず丸をつけること。
- ⑤車内では必ずシートベルトを着用し、危険な行為（窓から顔や手を出す等）はしないこと。
- ⑥急遽、欠席や遅刻等で当日スクールバスを利用しない時は、必ず運転手へその旨連絡すること。
- ⑦万が一、スクールバスに取り残された場合は、車内前方にある非常用ブザーのスイッチを押し、警報を鳴らすこと。

（３）学校注意点

- ①学級閉鎖等により、児童がバスを利用しない場合は、学校から速やかにバス会社及び教育委員会に対象児童と利用しない期間を連絡すること。
- ②保護者から前日までに欠席・遅刻連絡があった場合は、学校からバス会社に連絡し、乗車しない児童を連絡すること。
- ③安心安全のための乗車指導を学期始め等、児童の状況に応じて行うこと。
- ④年に一度、地震・津波被害を想定した乗車時の避難訓練を実施すること。
- ⑤運転手から乗り過ごし児童の連絡を受けた場合、速やかに児童の保護者に連絡すること。

（４）臨時運行時の注意点

- ①定期運行を最優先とする。
- ②以下の項目に該当するときは、臨時に運行することができる。
 - ・市立又は牧之原市菊川市学校組合立の学校の校外学習等に使用する場合
 - ・市立又は牧之原市菊川市学校組合立の中学校が、部活動の県大会相当の大会に出場する場合で、特に必要と認められるとき
 - ・市又は教育委員会が主催・共催する事業
 - ・教育委員会が委託をしている事業
 - ・その他特別に使用する必要があると運行管理者が認める事業
 - ・災害又は事故の発生などで公益上緊急の運行が必要なとき
- ③臨時運行に際しては、原則として教職員又は市職員が同乗しなければならない。
- ④臨時運行範囲は、原則として日帰りの距離内とする。宿泊を伴う運行になる場合は、事前に協議をすること。

4. 緊急時対応

(1) スクールバス運行中に災害等が発生した際は、基本的に以下の行動をとること。また、各災害が発生した場合は、各項に準じて行動をとること。

- ①災害などが発生した場合は、慌てず、落ち着いた行動をとること。
- ②運転手は乗車している児童の安全確保を最優先すること。
- ③児童は運転手の指示・誘導に従い、安全な場所へ避難すること。
- ④災害等が発生した場合は、「6. 緊急事態発生時連絡フロー」のとおり行動すること。
- ⑤緊急時に備え、学校とバス会社（運転手）との緊急連絡網を整備し、スクールバス運行時間中の不測の事態に即座に相互連絡を行えるように備えておくこと。
- ⑥児童の体調急変や運行上支障をきたす行為により、生命・身体等の安全に関わるまたは運行に危険が生じる等の事態が発生した場合は、速やかに安全な場所へ車輛を停車し、必要に応じて消防や警察へ連絡すること。なお、運行を再開する場合は、車内の安全が確認されてから走行すること。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報」発表時・突発性地震（震度5以上）発生時

- ①学校生活中は、原則として、スクールバスの運行はせず、学校で保護者に児童の引き渡しをすること。
- ②在宅中（登校前）に発生した場合、学校は原則休校となる。保護者は学校から連絡があるまで、待機・避難をし、学校に登校させないこと。
- ③乗車中の場合は、直ちにバスは安全な場所へ避難し、学校へ連絡すること。保護者は学校の指示により児童を迎えに行き、避難をする。

(3) 交通事故発生時

- ①スクールバスを安全な場所に移動し、速やかに警察へ通報すると共に負傷者がいる場合には救急へ通報すること。
- ②運転手は、学校、教育委員会へ連絡すること。
- ③登下校中の事故の場合、学校と教育委員会で児童の登下校に支障のないように対応に努めること。
- ④バス会社は、事故の原因、結果、事故後の対応、今後の対応等を詳細に記した事故報告書を作成し、教育委員会に提出すること。

(4) 大雨・洪水・暴風等「警報」、「特別警報」発令時

- ①在宅中（登校前）は、学校と教育委員会で判断し、休校の場合は学校から

保護者へ連絡をすること。教育委員会はバス会社に運休の連絡をすること。

- ②学校生活中は、学校と教育委員会で判断し、学校待機、スクールバスによる下校、保護者による送迎のいずれかの対応をすること。

(5) 感染症等対策

- ①バス乗車時には、アルコールによる手指消毒を行うこと。
- ②バス乗車中は必ずマスクを着用すること。
- ③換気をしながらバスを運行すること。
- ④臨時運行時に窓を開けて換気ができない状況（高速道路の利用等）の場合、利用定員を 30 人以下に制限すること。
- ⑤感染症等によりスクールバスの通学が不安な場合、バスを利用せず保護者が送迎することを選択できる。ただし、保護者はその旨を必ず学校へ連絡すること。
- ⑥運行終了後の車内アルコール消毒を行うこと。

5. その他

- (1) 車内は常に清潔に保つよう努め、毎日運行終了後は清掃及びアルコール消毒すること。
- (2) 運行管理日報は、記入漏れのないよう欠かさず記入すること。
- (3) 本マニュアルに定めのない場合であっても、児童の生命・身体等の安全確保は常に最優先に対応すること。
- (4) 児童またはその保護者等の個人情報その他職務上知り得た情報は他に漏らさないこと。
- (5) 新入生又は転入生等の新たにスクールバスを利用する者に対して非常用ブザーの使い方を指導すること。

6. 緊急事態発生時連絡フロー

- (1) 運転手は、児童の生命・身体安全に関わる場合などの緊急時は消防や警察への連絡を第一とする。その後、関係機関に連絡し、状況の報告を行うこと。
- (2) 連絡を受けた各関係機関は速やかに協議し、適切な対応にあたること。
- (3) 臨時運行時に緊急事態が発生した場合は、フローに基づき臨機に対応すること。

